

処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者から質問されて困ったこと、医師に疑義照会したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家が答えたいと思います。

ご質問をお寄せください。要項は46頁にあります。なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やFAXによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は採用されないこともありますので、ご了承ください。

Q 保険調剤におけるポイントカード(ポイント付与)については、2012年10月1日より原則禁止となりました。クレジットカードや電子マネーのポイント付与は「当面、やむを得ないもの」として認められると聞きましたが、それは、保険調剤のポイント付与について経過措置が設けられたと理解して構わないのでしょうか。(匿名希望)

A 経過措置が設けられたということではありません。健康保険法に基づく「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」や「保険医療機関及び保険医療養担当規則」(以下、薬担規則等)が一部改正され、2012年10月1日より、保険調剤・保険診療にかかる一部負担金の受領に応じてポイント付与することが原則禁止となりました。

これは、厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会(以下、中医協)の答申を受け、患者を経済上の利益の提供により誘引することを禁止したもので、これまで日本薬剤師会としても、保険調剤を対象とするポイントカードを介して行われるポイント付与は、結果的に一部負担金の減免にあたりと認識しており、改善を図るよう求めていました。

一部改正された新たな薬担規則等の具体的内容は、①医療保険制度上、一部負担金等の受領に応じてポイントのような付加価値を付与することはふさわしくない、②適切な健康保険事業の運営の観点から、患者の保険薬局等の選択はポイントの提供等によるべきでない——との考えに基づき、「一部負担金等の受領に応じて専らポイントの付与及びその還元を目的とするポイントカードについては、ポイントの付与を認めないことを原則とする」

(平成24年9月14日付保医発0914第1号、厚生労働省保険局医療課長)というものです。

ただし、現金と同様の支払い機能をもつクレジットカードや一定の汎用性のある電子マネーによる支払いに生じるポイントの付与は、これらのカードが患者の支払いの利便性向上が目的であることに鑑み、「当面、やむを得ないものとして認める」としてはいますが、この方針は、中医協答申にあたり議論・確認された内容とまったく同じであり、その際の考え方を一切変更するものではありません。

また、そのうえで厚生労働省は、新たな薬担規則等の周知徹底を図るための通知において、これらカードによる支払いに生じるポイント付与の取り扱いについても「引き続き年度内を目途に検討する」ということを明らかにしています。すなわち、専らポイントの付与・その還元を目的とするポイントカードの取り扱いについて経過措置期間を設けるということを言っているわけではありません。

Q 保険調剤の一部負担金の支払いにおいて、クレジットカードや電子マネーのポイント付与は「当面、やむを得ないもの」として認められていますが、これらのカードで支払うことについて何か制限があるということなのでしょうか。(匿名希望)

A 一部負担金をクレジットカードや電子マネーで支払うことについて、何か制限が設けられるということではありません。これらカードでの支払いによって生じるポイント付与に限り、「当面、やむを得ないものとして認める」のであって、支払い方法にまで言及してい

るわけではありません。

2012年10月1日より適用となった新たな薬担規則等は、「一部負担金等の受領に応じて専らポイントの付与及びその還元を目的とするポイントカードについては、ポイントの付与を認めないことを原則」としています(平成24年9月14日付保医発0914第1号、厚生労働省保険局医療課長)。

一方、現金と同様の支払い機能をもつクレジットカードや一定の汎用性のある電子マネーによる支払いに生じるポイント付与については、これらのカードによる患者の支払いの利便性を鑑み、「当面、やむを得ないもの」として認められており、その取り扱いについては「引き続き

年度内を目途に検討する」ことになってはいますが、ここで問題視されているのは、これらのカードで支払いを行った際に生じる「ポイント付与」のことであり、支払い方法まで制限しようとしているわけではありません。

しかし、「専らポイントの付与・その還元を目的とするポイントカード」であるか、「現金と同様の支払い機能をもつクレジットカードや、一定の汎用性のある電子マネーによる支払い」であるかにかかわらず、経済上の利益の提供による誘引は禁止されています。どのような形態であれ、たとえば保険調剤におけるポイント付与を宣伝文句にしたような行為は認められていませんので、十分ご注意ください。

質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者に聞かれて困ったこと、
医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないことなどはありませんか？
皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

- ①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問
たとえば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている事例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できないでいる事例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。
- ②保険調剤・調剤報酬などに関する質問
たとえば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？ 請求もれがあった場合の対応は？ という質問など。
- ③調剤技術などに関する質問
たとえば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C

錠を粉碎してよいか？ という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係まで、ご連絡ください。
3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。
4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。
5. 質問ならびに回答は無料です。
6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも「調剤と情報」誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送付先 〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 富士・国保連ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局
TEL.03 (3353) 1170 FAX.03 (3353) 6270